

“武雄版”持続化給付金(第3弾)

に関するお知らせ

武雄市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響及び佐賀県の飲食店に対する営業時短要請を受け、売上げが低迷している市内事業者に対し、事業継続の支えとしてもらうために市独自の給付金を支給します。

支給対象

- ◇武雄市内にある事業所（資本金10億円以下の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者）
 - ◇新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年2月～令和3年5月のいずれかの月の売上げが前年（または前々年）同月比で30%以上減少している者
- ※主たる収入が「給与」の場合は申請対象外となります。

給付額

前年（前々年）の総売上（事業収入）－
前年（前々年）同月比で30%以上減少している月の売上×12カ月
※給付額の上限（給付額は、千円未満切捨て）

市内に本社を置く法人	20万円
・市内に本社を置く法人が所有する本社以外の市内店舗 ・市外に本社を置く法人が所有する市内店舗 ・個人事業者	10万円

※店舗ごとに申請書(様式1)、月別売上表(様式2)をご提出ください。

※新規創業等で前年との比較が出来ない場合は別途ご相談ください。

提出書類

- ①チェックリスト
 - ②給付金交付申請書（様式1）
 - ③月別売上表（様式2）
 - ④誓約書（様式3）
 - ⑤給付金請求書（様式5）
 - ⑥振込先口座の通帳の写し
- ※振込先口座の通帳の写しは、銀行名・支店名・口座番号・口座名義（フリガナ）の全てがわかるページをコピーすること
- ⑦確定申告書（1表）の写し
- ※税務署の受付印のあるもの。e-taxの場合は、メール詳細も提出
※令和3年に開業して確定申告を迎えていない場合は、開業届の写し

申請方法

郵送 または 窓口での申請

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送での申請をお願いします

※郵送の場合は封筒の表に「武雄版持続化給付金」と朱書きすること

受付期間

令和3年5月20日(木) ～ 令和3年6月21日(月) ※平日のみ

受付時間：9時～12時、13時～15時

※郵送の場合は、6/21(月)必着

申請受付窓口

(受付機関 **※平日のみ**)

◇武雄商工会議所 電話：0954-23-3161

〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和 1-2

◇武雄市商工会（北方事務所）電話：0954-36-2111（奇数日のみ）

〒849-2201 武雄市北方町大字志久 1662

◇武雄市商工会（山内事務所）電話：0954-45-2505（偶数日のみ）

〒849-2303 武雄市山内町大字三間坂甲 13800

注意事項

◇提出いただいた書類は返却いたしません

◇書類や申請内容を精査し疑義が生じた場合、給付金を交付できない場合がございます

◇給付決定のために、市が所有する個人情報を確認させていただく場合がございます